

補助金の区分及び補助金額

診療所賃上げ支援事業

○ 対象施設

- ・有床診療所(歯科)
- ・無床診療所(歯科)

○ 留意事項

ベースアップ評価料の届出または誓約

○ 補助金額

有床診療所(歯科)

使用許可病床数[※]×7万2千円

(2床以下の場合は1施設×15万円)

無床診療所(歯科)

1施設×15万円

事業完了後に実績報告【第3号様式】を提出いただく必要があります。

診療所物価支援事業

○ 対象施設

- ・有床診療所(歯科)
- ・無床診療所(歯科)

○ 補助金額

有床診療所(歯科)

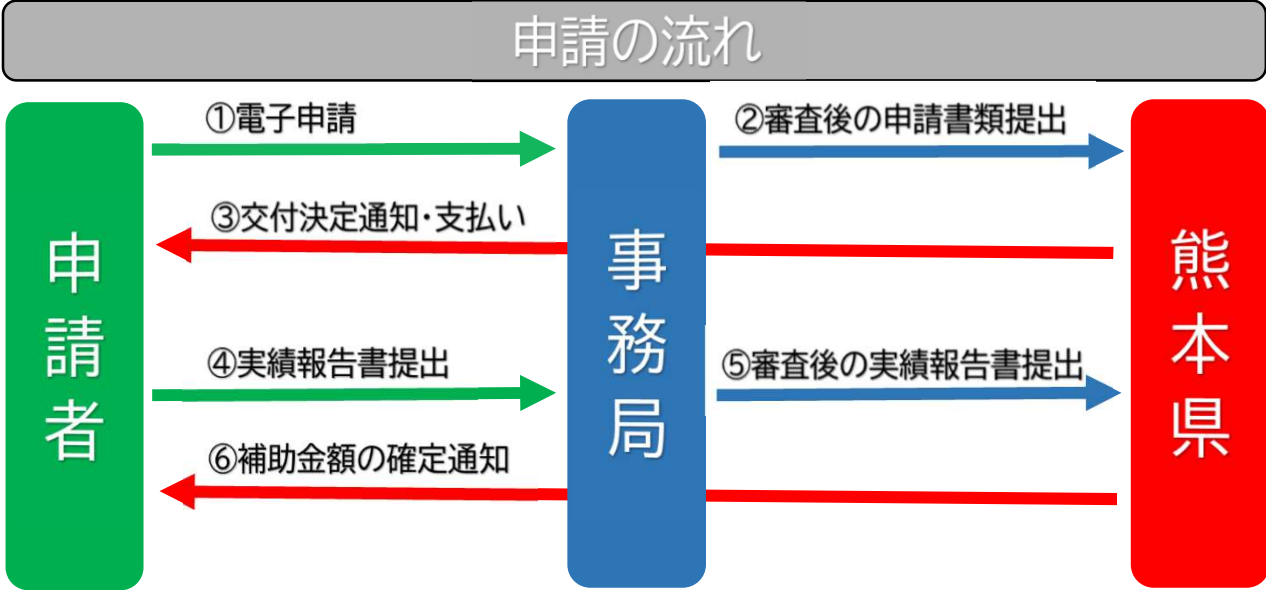
使用許可病床数[※]×1万3千円

(2床以下の場合は1施設×17万円)

無床診療所(歯科)

1施設×17万円

事業完了後に実績報告【第3号様式】を提出いただく必要があります。



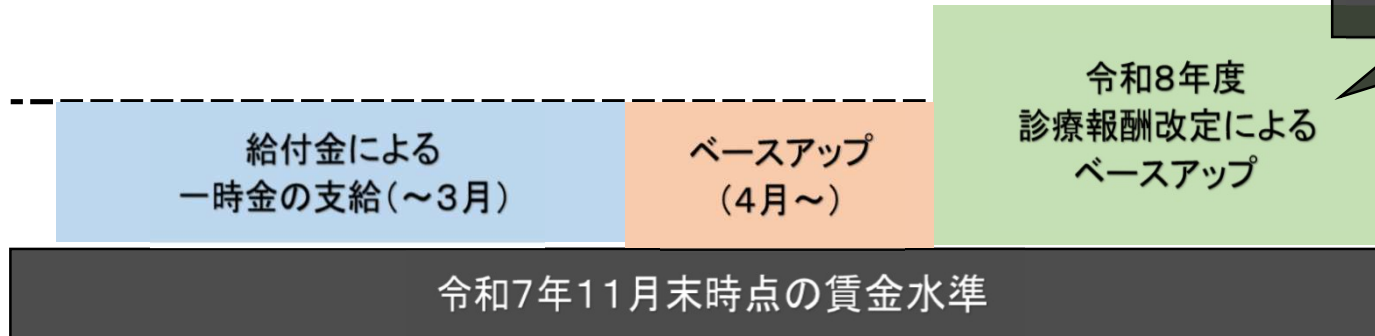
※両補助金は、事業前に、前払いを行いますので、本申請とは別に実績報告書を提出いただく必要があります。

賃金改善の方法

本補助金は

令和8年6月からベースアップの水準を維持もしくは拡大することを前提として
令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当できます。

原則
 給付金による賃金改善
 水準を維持または拡大



R7.11月 ~ 3月 4月 ~ 6月 7月 ~

令和7年12月時点	賃金改善の方法	考え方
すでにベースアップを実施	ベースアップ※1	令和7年12月から令和8年5月までの間実施
ベースアップ未実施	一時金・特別手当※2 + ベースアップ	令和7年12月から令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給(一時金・特別手当) + 令和8年4月から5月のベースアップも実施

※1 基本給などの引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

※2 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。